

留学生のアルバイト（資格外活動許可）

- 「留学」や「家族滞在」等の在留資格の方は、出入国在留管理庁からの「資格外活動許可」を受けないと、アルバイト等の報酬を伴う活動ができません。
- 「留学」の在留資格（6カ月以上）を持っている場合、規定の時間内（1週間に28時間以内、長期休みのときは一日について8時間以内（但し1週間に40時間以内）、「家族滞在」、「特定活動（継続就職活動）」の在留資格を持っている場合は、1週間28時間以内に限り、アルバイトを行うことができます。
- アルバイト先が未定でも先に申請することができます。
- 資格外活動許可は在留期間の満了とともに失効します。
- 資格外活動許可申請中の場合は、まだ働き始めることができません。
- 資格外活動許可を得た場合は、必ず14日以内にJUICと自身の研究室に届け出てください。
- 新たにアルバイトを始める場合やアルバイト先を変更した場合は、「在留資格確認書類 / 資格外活動届出用紙」を14日以内にJUICに提出してください。
- 順天堂大学で教育・研究補助以外の活動（図書館など）は、通常通り資格外活動許可が必要です。
- 順天堂大学で教育・研究を補助する活動（RA・TA等）は資格外活動許可は不要です。
- 休学中や退学後はアルバイトができません。
- 公序良俗に反する仕事、風俗営業もしくは風俗営業が営まれている店舗では、皿洗いや掃除でも、働くことは一切禁止されています。

新規入国の場合（再入国を除く）

- 入国の際、空港で在留カードを受け取る時に、資格外活動許可申請ができます。申請書は空港に置いてあります。


申請手順

1. 資格外活動許可申請書（EXCEL ）を記入して、提出してください。

アルバイトが決まった場合

- お住まいの近くの地方出入国在留管理官署で申請できます。（許可まで2週間～2カ月）

申請手順

1. 資格外活動許可申請書（EXCEL ）を作成してください。
2. 出入国在留管理庁へ次の書類を提出してください。
 - パスポート
 - 資格外活動許可申請書
 - 在留カード
 - 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類（アルバイト先の雇用主が作成する採用予定証明書等）